

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則	(私学文書課)	一
○手数料条例施行規則の一部を改正する規則	(財政課)	一
○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	(市町村課)	二
○公有財産規則の一部を改正する規則	(管財課)	三
○県民会館条例施行規則の一部を改正する規則	(消費生活・文化課)	七
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	九
○薬事法施行細則の一部を改正する規則	(業務課)	一五
○職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則を廃止する規則	(産業人材対策課)	一五
○家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則	(畜産課)	一五
○漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	(水産業基盤整備課)	一五
○単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令	(人事課)	一六
○公有財産事務取扱規程の一部を改正する訓令	(管財課)	一六
○平成十六年宮城県告示第三百九十五号(衛生試験手数料条例第二条の規定による手数料の額)の一部改正	(環境生活総務課)	一六
○昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号(保健所使用料等条例第二条の規定による使用料等の額)の一部改正	(保健福祉総務課)	一六

公 安 委 員 会

規 則

○留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則

一七

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十二号

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成二十一年宮城県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「一部」の下に「(公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例(平成二十年宮城県条例第七十三号)及び公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第六条第四項に規定する条例で定める重要な財産を定める条例(平成二十六年宮城県条例第十一号)に規定する財産を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十三号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則(平成十二年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「五十九の五の項、六十一の項、六十二の四の項、百二十の項から百二十三の項まで、百三十八の項、百三十九の項」を「百十九の二の項から百十九の四の項まで」に改め、「百八十五の項」の下に「百九十七の二の項」を加え、「二百八の項から二百十の項まで、二百十三の項、二百十四の項」を削り、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定(、五十九の五の項、六十一の項、六十二の四の項、百二十の項から百二十三の項まで、百三十八の項、百三十九の項)を「百

十九の二の項から百十九の四の項まで」に改め、「百八十五の項」の下に、「百九十七の二の項」を加え、「二百八の項から二百十の項まで、二百十三の項、二百十四の項」を削る部分に限る。は、平成二十六年四月一日から施行する。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇宮城県規則第十四号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年宮城県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「別表第二第二十九号」を「別表第二第三十二号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項中「別表第二第二十八号」を「別表第二第三十二号」に改め、同項第一号中「第二十条第一項」を「第二十五条」に、「行政財産」を「公有財産」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第三十三項とし、同条第二十九項中「別表第二第二十七号」を「別表第二第三十号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「別表第二第二十六号」を「別表第二第二十九号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項中「別表第二第二十五号」を「別表第二第二十七号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

30 条例別表第二第二十八号の規則で定める事務は、修学資金の貸付けに係る債権の回収に関する当該修学資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

第三十一条第二十六項中「別表第二第二十四号」を「別表第二第二十六号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「別表第二第二十三号」を「別表第二第二十五号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「別表第二第二十二号」を「別表第二第二十四号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「別表第二第二十一号」を「別表第二第二十三号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「別表第二第二十号」を「別表第二第二十二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「別表第二第十九号」を「別表第二第二十一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「別表第二第十八号」を「別表第二第二十号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「別表第二第十七号」を「別表第二第十九号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「別表第二第十六号」を「別表第二第十八号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「別表第二第十五号」を「別表第二第十七号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十六項中「別表第二第十五号ロ」を「別表第二第十七号ロ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「別表第二第十五号イ」を「別表第二第十七号イ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「別表第二第十四号」を「別表第二第十六号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「別表第二第十三号」を「別表第二第十五号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「別表第二第十二号」を「別表第二第十四号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「別表第二第十号」を「別表第二第十二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「別表第二第九号」を「別表第二第十一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「別表第二第八号」を「別表第二第十号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「別表第二第七号」を「別表第二第九号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「別表第二第六号」を「別表第二第七号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 条例別表第二第八号の規則で定める事務は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十条第二項、第五十一条の八第二項、第五十五条第二項若しくは第七十一条の三五項の規定による意見書の提出者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

第三十一条第二十五項中「別表第二第五号」を「別表第二第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「別表第二第四号」を「別表第二第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「別表第二第三号」を「別表第二第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「別表第二第二号」を「別表第二第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例別表第二第二号の規則で定める事務は、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条第一項若しくは第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

35 条例別表第二第三十三号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十五号。以下この項において「規則」という。）第四条第二項の規定による先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給付に関する受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 規則第八条第一項の規定による先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給付に関する受給者証の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十五号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和三十九年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十条を削り、第二十条の二を第二十条とする。

第二十一条第三項中「財産条例」を「財産の交換、譲与等に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第十九号。以下「財産条例」という。）」に改める。

第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

（準用）

第二十四条 第二十八条第一項及び第二項、第三十三条並びに第三十五条から第三十九条までの規定は、行政財産の目的外使用の場合について準用する。

（公有財産の貸付け等）

第二十五条 法第二百三十八条の四第二項又は法第二百三十八条の五第一項の規定により公有財産の借受け又は公有財産である土地に対する地上権若しくは地役権の設定を申請しようとする者は、公有財産借受申請書（様式第九号）又は地上権（地役権）設定申請書（様式第九号の二）を知事に提出しなければならない。

第二十六条の見出し及び同条中「普通財産」を「公有財産」に改める。

第二十七条第一項中「普通財産」を「公有財産」に改め、同項第一号中「五・六七パーセント」を「五・八三パーセント」に改め、同項第二号イ中「一一・九七パーセント」を「一二・三一パーセント」に改め、同項第四号中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

第二十八条の見出しを「（公有財産の無償貸付け等）」に改め、同条第一項中「第四条第一項」の下に「又は第四条の二第一項」を加え、「普通財産」を「公有財産」に改め、「（以下「市町村交付金」という。）」を削り、同条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、地震、火災、水害等の災害により、当該貸付けの目的を達成することが困難となつたときは、その程度により七十パーセントまで減額することができる。

第二十八条第三項中「県有財産借受申請書」を「公有財産借受申請書」に、「県有財産貸付料等減免申請書（様式第八号の三）」を「公有財産貸付料等減免申請書（様式第九号の三）」に改める。

第二十八条の二を削る。

第二十九条第一項、第四項及び第六項中「普通財産」を「公有財産」に改める。
第三十条の見出しを「（貸付契約）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「普通財産」を「公有財産」に改め、同項を同条とする。

第三十一条第一項中「普通財産の」を「公有財産の」に、「前条第二項各号」を「前条各号」に、「県有財産借受変更申請書」を「公有財産借受変更申請書」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条」に、「普通財産」を「公有財産」に改める。

第三十四条第一項中「県有財産借受期間更新申請書」を「公有財産借受期間更新申請書」に改め、同条第二項中「第三十条第二項」を「第三十条」に、「普通財産」を「公有財産」に改める。

第三十九条の次に次の二条を加える。

（地上権又は地役権の設定の対価）

第三十九条の二 公有財産である土地に地上権又は地役権を設定する場合の対価は、別に定める。

（準用）

第三十九条の三 第二十八条から第三十二条まで及び第三十四条から第三十九条までの規定は、公有財産である土地に地上権又は地役権を設定する場合について準用する。

第四十条中「第三十三条から前条まで」を「第三十三条から第三十九条まで」に改め、「第二十七条第二項、第二十八条、第二十九条から第三十一条まで及び第三十四条から前条までの規定は普通財産のうち土地に地上権又は地役権を設定し使用させる場合について」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（協議）

第四十条の二 教育委員会は、行政財産について、営業のために使用させる等原状回復が困難となるおそれがある用途に使用させるため一年以上の期間にわたり使用を許可しようとする場合には行政財産使用許可協議書（様式第十五号の二）により、当該用途に使用させるため一年以上の期間にわたり貸し付け、又は地上権若しくは地役権を設定しようとする場合には行政財産貸付け等協議書（様式第十五号の三）により、知事に協議しなければならない。

第四十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第二十一条第一項又は第二十五条に規定する申請書において変更内容を記載し、許可を受け、又は契約を締結したときは、この限りでない。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号の二、様式第七号の三及び様式第八号の三を削る。

様式第九号及び様式第九号の二を次のように改める。

様式第9号 (第25条関係)

公有財産借受申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
 申 請 人 (ふりがな) 氏名又は名称
 住 所 (ふりがな) 氏名又は名称
 連帯保証人 (ふりがな) 氏名又は名称

⑩

下記の公有財産を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 所在地
- 2 財産の区分
- 3 面積又は数量
- 4 借受目的又は用途
- 5 借受希望期間

備考

- 1 申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 事業計画書 (関係図面その他の書類を含む。)
 - (2) 申請人が個人である場合においては、申請人の住民票の抄本 (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の8第1項の規定により知事が当該申請人に係る同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報を利用する場合を除く。) 及び印鑑登録証明書
 - (3) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び印鑑登録証明書
 - (4) 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- 2 連帯保証人を立てる場合には、当該連帯保証人の1(2)又は(3)及び(4)に掲げる書類を併せて添付してください。
- 3 申請人又は連帯保証人が日本国籍を有しない者である場合には、印鑑登録証明書の添付は、不要です。

様式第9号の2 (第25条関係)

地上権 (地役権) 設定申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申 請 人 住 所
 氏 名

⑩

下記の公有財産である土地に地上権 (地役権) を設定したいので、必要書類を添えて申請します。

記

- 1 所 在 地
- 2 面 積
- 3 設 定 の 範 囲
- 4 設 定 の 目 的
- 5 設 定 希 望 期 間

添付書類

- 1 事業計画書 (関係図面含む。)
- 2 法人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し (国、地方公共団体は省略)
- 3 暴力団等に該当しない旨の誓約書

様式第九号の二の次に次の様式を加える。

様式第九号の3 (第28条関係)

公有財産貸付料等減免申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
申請人 氏名又は名称 (印)

下記のとおり公有財産貸付料等の減免を受けたいので申請します。

記

- 1 所在地
- 2 財産の区分
- 3 面積又は数量
- 4 借受(地上権(地役権)設定)目的又は用途
- 5 借受(地上権(地役権)設定)希望期間
- 6 減免申請の理由

備考

- 1 申請書の提出に当たっては、申請人の印鑑登録証明書を添付してください。ただし、申請人が日本国籍を有しない者である場合又は公有財産借受申請書と併せて提出する場合は、不要です。
- 2 申請人が公有財産を公益の用に供する場合において、公有財産貸付料の減免を受けようとする場合には、収支決算書その他の申請人の事務又は事業の実施内容及び収支の状況を記載した書類を併せて添付してください。

様式第十一号を次のように改める。
 様式第十一号 削除
 様式第十二号中「県有財産借受変更申請書」や「公有財産借受変更申請書」及び「県有財産の」や「公有財産の」を改める。
 様式第十三号中「県有財産借受期間更新申請書」や「公有財産借受期間更新申請書」及び「県有財産について」や「公有財産について」を改める。
 様式第十五号の次に次の二様式を加える。

様式第15号の2 (第40条の4関係)

行政財産使用許可協議書

年 月 日

宮城県知事 殿

宮城県教育委員会 印

次の財産について行政財産使用許可申請書が提出されたので下記によりこれを許可したいから協議
 します。

記

口 座	種 類	区 分	面 積	積 数	及 量
種 日	構 造	面 積	積 数	及 量	
所 在					
使 用 許 可 人					
使 用 目 的					
許 可 し よ う と 理 由					
使 用 期 間					
使 用 料					
備 考					

備考 使用料については、算定明細を付記すること。

様式第15号の3 (第40条の3関係)

行政財産貸付け等協議書

年 月 日

宮城県知事

殿

宮城県教育委員会

⑩

下記の行政財産である土地について、公有財産借受申請書(地上権(地役権)設定申請書)が提出されたので、これを(に)貸付けし(地上権(地役権)を設定させ)たいから協議します。
記

- 1 所在地
- 2 面積
- 3 借受け等申請書
- 4 日 的
- 5 貸付等期間
- 6 貸付料等
- 7 貸 付 け (地上権(地役権)設定)理由

備考 貸付料等については、算定明細を付記すること。

様式第十六号備考に次のように加える。

3 借受又は使用許可を受けている公有財産の現状変更の場合には、1(2)又は(3)のうち印鑑登録証明書の添付は、不要です。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の公有財産規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の公有財産規則の規定によるものとみなす。

県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十六号

県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

県民会館条例施行規則(昭和三十九年宮城県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一舞台設備器具の項中

「三、三〇〇円」を

「三、四〇〇円」に、「七、七〇〇円」を

「七、九〇〇円」に、「一、六〇〇円」を

「一、七〇〇円」に、「四、九〇〇円」を

「五、〇〇〇円」に、

「山 台 一 枚 二五〇円」を

備音響器具設		備映写器具設	
吊りマイク装置	ワイヤレスマイク用(大ホール用)	スクリーン(大ホール用)	映写機
一	ル	一	同
式	一チャンネル	式	式
九〇〇円	一、一〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円
マイク一本付き	スタンド付き	マイク一本付き	

及び音響設備器具の項を次のように改める。

三、三〇〇円	を	三、四〇〇円	に改め、同表映写設備器具の項
四、九〇〇円	を	五、〇〇〇円	に、
一、一〇〇〇円	を	一、三〇〇〇円	に、
五、五〇〇円	を	五、七〇〇円	に改め、同表ピアノの項中
七五〇円	を	八〇〇円	に、
七〇円	を	七五円	に、
平	台一枚	二五〇円	に、
平	台同	二五〇円	に、

設視聴覚	
拡声装置(展示室、リハ)	同
一	式
二、二〇〇円	一、四〇〇円
マイク一本、CDデッキ	マイク一本付き

「七〇〇円」に改め、同表視聴覚設備の項を次のように改める。

「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、

「六五〇円」を

ミラーボールマシン又はこれに類する設備器具	一	台	基本額 加算額 消費電力量の 実費相当額 七〇〇円	種板を含む。
ランプピンスポットライ	一	台	基本額 加算額 消費電力量の 実費相当額 八五〇円	種板を含む。
ミラーボールマシン又はこれに類する設備器具	同		基本額 加算額 消費電力量の 実費相当額 六五〇円	種板を含む。

別表第一照明設備器具の項中「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「二八、一〇〇円」を「二八、六〇〇円」に、

エレベーターマイク	一	本	九〇〇円
ステージスピーカー	一	組	一、〇〇〇円
ステージ跳ね返りスピーカー	同		九〇〇円
オーディオレコーダー(大ホール用)	一	台	九〇〇円
オーディオプレーヤー(大ホール用)	同		九〇〇円

デジタルプロジェクター	一	台	一、〇〇〇円		イオレコーダー付き
テレビカメラ	同		二五〇円	二台	ワイヤレスマイクチャンネル付き
電動暗幕	同		二五〇円		
モニター	同		五〇〇円	四台	
電動スクリーン	一	式	二五〇円		
オーバーヘッドカメラ	同		五〇〇円		
オーバーヘッドプロジェクター	同		五〇〇円		
CDステレオオーディオレコーダー	同		五〇〇円		
カセットデッキプレーヤー	同		五〇〇円		
ビデオ/DVDプレーヤー	一	台	五〇〇円		
ワイヤレスマイクホン	一	チャンネル一本	四五〇円		
マイクホン	一	本	四五〇円		スタンド付き
ワイヤレス装置	同		一、四〇〇円		
ーサル室用)					

別表第一備考第四号中「視聴覚装置(六〇一会議室用)」を「六〇一会議室用の視聴覚装置」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に改める。

別表第二大ホールの項中

六、六〇〇円

を

六、八〇〇円

に改

め、同表大会議室(六〇二)の項中

七五〇円

を

八〇〇円
に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十七号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 共同生活介護(第九十八条―第一百十四条)」を「第七章 削除」に、「第十三章 共同生活介護(第一百五十一条―第一百五十四条)」を「第十三章 共同生活介護」に改める。

共同生活介護(第一百五十一条―第一百五十四条)を 第一節 指定共同生活介護(第一百五十一条―第二節 外部サービス利用型指定共同生活介護

第一百五十四条)に、「第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関

助(第一百五十四条の二―第一百五十四条の八)」する特例(第一百五十六条)を「第十五章 削除」に改める。

第六十五条第一項第二号イ中「平均障害程度区分」を「障害程度区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第八十一条第一項第二号中「指定共同生活介護事業者」を削り、「又は指定共同生活介護の事業を行う者」を、「指定共同生活介護の事業を行う者又は外部サービス利用型指定共同生活介護の事業を行う者」に、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護」を削り、「又は指定共同生活介護」を、「指定共同生活介護又は外部サービス利用型指定共同生活介護」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練(生活訓練)等」に、「指定共同生活介護事業所等(当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生

活介護事業所」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る）」に、「又は指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）」に、「当該指定共同生活介護事業者等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第二項第二号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号イ中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第三項中「指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号イ中「指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の下に「外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第八十九条第二号中「指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第九十条中「第三条」を削り、「第三十二条まで」の下に「第三十九条」を加える。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第九十八条から第百十四条まで 削除

第百二十四条の次に次の一条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第百二十四条の二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービスに係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス

等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第百二十六条中「第十六条」、「第百四条」、「第十六条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く。以下この条において同じ。）」のと、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び、「第百四条第二項中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。以下この条において同じ。）」が」とを削る。

第百三十四条中「第十六条」及び「第百四条」を削り、「及び第百七条」を「第百七条及び第百二十四条の二」に改め、「第十六条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者を除く。以下この条において同じ。）」のと、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「第百四条中「支給決定障害者が」を「第百二十四条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」が」に改め、「」に限る。以下この条において同じ。）」が」の下に「と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く。）」のとあるのは「支給決定障害者（知事が定める者を除く。）」を加える。

第十三章中第百五十一条の前に次の節名を付する。

第一節 指定共同生活援助

第百五十一条第一項第一号中「十」を「六一」に改め、同条第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この号において「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

第百五十一条の次に次の七条を加える。

（管理者）

第百五十一条の二 指定共同生活援助事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

(設備)

第百五十一条の三 指定共同生活援助に係る共同生活住居(サテライト型住居を除く。以下第三項及び第四項において同じ。)及びサテライト型住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

2 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならぬ。

3 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人(知事が特に必要があると認めるときは三十人)以下とすることができる。

4 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができる。

5 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

6 ユニットには、居室及び居室に隣接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

7 サテライト型住居の設備基準は、次のとおりとする。

一 入居定員を一人とすること。

二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

三 居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

(入退居)

第百五十一条の四 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴

等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第百五十一条の五 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第百五十一条の六 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃(法第三十四条第一項の規定より特定障害者特別給付費が利用者へ支給された場合(同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者へ代わり当該指定共同生活援助事業者へ支払われた場合に限り)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者へ支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者へ負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第百五十一条の七 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第百五十一条の八 サービス管理責任者は、第百五十四条において準用する第四十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等によりその者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の事業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第百五十二条の見出しを「介護及び家事等」に改め、同条第二項中「指定共同生活援助の事業を行う者（以下「**ア**」及び「**イ**」という。）」を削り、「**イ**による」の下に「介護又は**イ**」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第百五十二条の次に次の二条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第百五十二条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等につ

いて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第百五十二条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

第百五十三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第百五十三条第四項を第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第百五十三条の次に次の三条を加える。

(支援体制の確保)

第百五十三条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第百五十三条の三 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の

定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

(協力医療機関等)

第二百五十三條の四 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第二百五十四條中「、第九十九條から第百六條まで、第百八條、第百九條及び第百十一條から第百十三條まで」を「及び第百二十四條の二」に、「第百五十四條において準用する第百九條」を「第百五十二條の三」に、「第百五十四條において準用する第百三條第一項」を「第百五十一條の六第一項」に、「第百五十四條において準用する第百三條第二項」を「第百五十一條の六第二項」に、「第百五十四條において準用する第百十三條第一項」を「第百五十三條の四第二項」に改め、「第百三條第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第百六條第一項中「第百十四條」とあるのは「第百五十四條」と、同條第一項第三号及び第百八條第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」を、「第百二十四條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」に改める。

第十三章に次の一節を加える。

第二節 外部サービス利用型指定共同生活援助

(従業者)

第二百五十四條の二 條例第九十二條の三の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
- イ 利用者の数が三十以下 一以上
- ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によ

る。

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第二百五十四條の三 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第百五十四條の五に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第二百五十四條の四 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第二百五十四條の五 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地

- 六 入居に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第二百五十四条の六 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に
関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わ
なければならぬ。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居
宅介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契
約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について
必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況に
ついて定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二百五十四条の七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サ
ビス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごと
に、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができ
るよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ご
とに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者
によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会
を確保しなければならない。

(準用)

第二百五十四条の八 第六条、第八条から第十一条まで、第十四条、第十七条、第二十条、第二十八
から第三十条まで、第四十二条、第四十七条、第四十九条、第五十五条、第五十九条、第六十二条、

第六十三条、第七十四条、第七十六条、第七十八条、第二百二十四条の二、第二百五十一条の二から第
百五十一条の八まで、第五百二十二条、第五百二十二条の二及び第五百二十三条の二から第五百二十
四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合におい
て、第十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五百二十四条の八において準用する第五百十一
条の六第一項」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第五百二十四条の八において
準用する第五百五十一条の六第二項」と、第四十七条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス
利用型指定共同生活援助計画」と、第六十三条第一号中「条例」とあるのは「条例第九十二条の四
において準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第二十八条」とあるのは「第九十二条の四」

と、同条第四号中「第四十二条第一項」とあるのは「第五百二十四条の八において準用する第四十二
条第一項」と、同条第五号中「第五十四条」とあるのは「第五百二十四条の八において準用する第七
十四条」と、第七十八条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第五百二十四条の八において準用す
る第五百二十三条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第二百四
の二第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」と
あるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている
者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定め
る者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活
援助を受けている者に限る。）」と、第五百二十二条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の
従業者」と読み替えるものとする。

第十五章を次のように改める。

第十五章 削除

第一百五十六条 削除

附則第二項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第四項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第百条（第百五十四条）」を「第
百五十一条の三（第百五十四条の八）」に、「第百条第四項」を「第百五十一条の三第五項」に、「同条
第五項第二号」を「同条第六項第二号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日において現に存する指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成二十六年宮城県条例第三十四号。以下「改正条例」という。）による改正前の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号）第八十九条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所について、改正後の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規規則」という。）第五百五十四条の二の規定を適用する場合には、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは、「十」とする。

3 改正条例附則第三項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなされたものについて、新規規則第五百五十四条の六第四項の規定を適用する場合には、この規則の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和三十六年宮城県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。
様式第十二号中「第36条の4」を「第36条の8」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年六月十二日から施行する。

職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則を廃止する規則

職業訓練指導員修学資金貸付条例施行規則（昭和四十七年宮城県規則第十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則

家畜人工授精手数料条例施行規則（平成十九年宮城県規則第四十号）の一部を次のように改正する。
別表第一肉用牛（特）Aの項中「二、六〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「九、〇〇〇円」に改め、同表肉用牛Aの項中「一、六〇〇円」を「一、九五〇円」に、「四、八〇〇円」を「五、八五〇円」に改め、同表肉用牛Bの項中、

「ストロー一本につき 七〇〇円」を「ストロー一本につき 九五〇円」に、

「二、一〇〇円」を「二、八五〇円」に改める。

別表第二肉用牛（特）Aの項中「二、一〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「六、三〇〇円」を「七、五〇〇円」に改め、同表肉用牛Aの項中「二、二五〇円」を「二、六〇〇円」に、「三、七五〇円」を「四、八〇〇円」に改め、同表肉用牛Bの項中「四五〇円」を「七〇〇円」に、「一、三五〇円」を「二、一〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十一号

漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

漁港管理条例施行規則（平成元年宮城県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。
第三条中「別表第一」を「別表」に改める。
第八条を次のように改める。
（入出港届）

第八条 条例第十三条の規定により届出をするときは、様式第十一号（国際航海に従事する船舶に

あつては、漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第八条の二に規定する様式）によるものとする。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

様式第十一号中「第13号」を「第13号」に改め、様式第十二号を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第六号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「保健福祉事務所又は」を削る。

第十一条第二項中「勤務一月につき、次の各号に掲げる勤務公所の区分に応じ、当該各号に掲げる額」を「特殊勤務手当条例第十四条第二項第一号及び第二号に規定する額」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

3 同一の日において特殊勤務手当条例第十四条第一項第一号及び第二号の作業に従事した場合の手当の支給については、一般職員の例による。

第十二条第一項第二号中「技師（運転技術）」の下に「及び主事（事務補）」を加える。

第十四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項第二号を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前項第五号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「同項第三号及び第四号」を「同項第二号及び第三号」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第七号

公有財産事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公有財産事務取扱規程の一部を改正する訓令

公有財産事務取扱規程（昭和五十五年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。第七条第二項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百六十五号

平成十六年宮城県告示第三百九十五号（衛生試験手数料条例第二条の規定による手数料の額）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表一の項中「三、一〇〇」を「三、二〇〇」に、「二、八〇〇」を「一、九〇〇」に、「二、三〇〇」を「二、四〇〇」に、「

四〇〇

」を「

四〇〇

」に改め、同表二の項中「

一、二〇〇

」を「

一、二五〇

」に、「

一、七〇〇

」を「

一、八〇〇

」に、「二、三〇〇」を「二、四〇〇」に、「四、三〇〇」を「四、四〇〇」に、

「

一、八〇〇

」を「

一、九〇〇

」に改め、同表四の項中「九〇」を「九五」に改める。

○宮城県告示第二百六十六号

昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号（保健所使用料等条例第二条の規定による使用料等の額）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表三の項中「五、二〇〇」を「五、四〇〇」に改め、同表備考第二号中「百分の百五」を「百分の

百八」に改める。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第2号

留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月27日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則

留置施設視察委員会に関する規則（平成19年宮城県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「2回に限り再任する」を「3回に限り再任される」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。